

障害者自立支援法関係Q & A

日付	項番	分類	質問の内容	回答
7/12	1	システム	<p>インタフェース仕様書（H19.5.11版）【都道府県編】に記載されている以下の項目について、必ず設定しなければならないのでしょうか？</p> <p>また、設定しなければならない場合は、都道府県ではどのように把握し設定すれば良いのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法施設定員数</li> <li>・特別対策激変緩和加算の有無</li> <li>・保障単位数</li> <li>・就労継続A型事業者負担減免申し出有無（他、A型減免関係）</li> <li>・利用定員超過による減算</li> </ul>	<p>ご質問の項目は全てのサービス種類に必要な項目ではありません。インタフェース仕様書【都道府県編】のP14に設定要否の一覧表がありますが、項目に「○」があるところは必須になります。</p> <p>各項目の設定方法は別添1のとおりです。</p> <p>なお、把握方法については、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）の別紙1を別添2のとおり修正致しましたので、ご活用ください。</p> <p>また、参考として、各項目の新規指定時、変更時の提出様式一覧を作成しましたので併せてご活用ください。</p>
7/12	2	システム	<p>接続テストはどのように行えばよいのか？</p>	<p>国保中央会が実施する接続テストは、市町村等の関係機関向けのソフトウェアを製造・販売しているベンダーが参加する試験です。自庁でシステム開発を行っている自治体を除き、ベンダーが申し込みを行うこととなりますのでご留意願います。実施方法については、国保中央会のホームページ等に掲載する予定としておりますのでご参照ください。</p> <p>（国保中央会URL：<a href="http://www.kokuho.or.jp">http://www.kokuho.or.jp</a>）</p>
7/12	3	システム	<p>統計データはどのようなものが国保連合会から提供されるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援給付事業状況報告</li> <li>・障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金</li> </ul> <p>以上2点については19年度から提供する予定です。（具体的な初回提供時期は調整中）</p>
7/12	4	システム	<p>従来は請求明細書にサービス提供実績記録票（利用者の押印有）の写しを添付することとしていたが、H19.10月以降の取り扱いはどうすれば良いか？</p>	<p>請求時に添付している提供実績記録票の写しはデータ化し、請求明細書と併せて送信していただくこととしておりますので、紙ベースの実績記録票を添付する必要ありませんが、厚生労働省令第171号第19条第1項にサービス提供記録に関する規定がありますので、事業所は利用者の確認を受ける必要があります。</p>

障害者自立支援法関係 Q & A

日付	項番	分類	質問の内容	回答
7/31	5	システム	公立施設においては、通常の請求・支払の手続きによらず、会計上の整理としてよいか。	請求省令に則り、給付費の支払を受ける場合には、公立施設であっても原則として請求行為が必要となりますので、他の民間事業所と同様の取扱いとなります。
7/31	6	システム	他県に所在する基準該当事業所や地域生活支援事業の事業所情報を国保連合会に登録するにはどのようにすればよいか。	基準該当事業所は、事業所が所在する都道府県において事業所情報を作成し、国保連合会に送信していただきますので、認定を行う市町村から、所在する都道府県に連絡する必要があります。(別添3参照。なお、H18.12.13開催の担当者説明会資料P.145に同様の説明あり。) 地域生活支援事業所は、事業所が他県に所在する場合でも、市町村が所在する都道府県において事業所情報を作成し、国保連合会に送付していただきます。(別添4参照)
7/31	7	システム	上記に関連して、基準該当事業所が所在する他都道府県が、特例介護給付費等に関する事務を国保連合会に委託していない場合の取り扱いはどうなるのか。	事業所情報が登録されていない場合、当該事業所はインターネット請求が行えません。事業所の事務の効率化・利便性向上の観点から、特例介護給付費等に関する支払事務を委託しない都道府県においても、基準該当事業所の事業所情報の作成・送信を行っていただきますよう、ご協力願います。(障害児施設給付費に関しても同様)
7/31	8	システム	国保連合会でどのようなチェックを行っているか分からないため、市町村審査において何をすればよいか分からない。エラー一覧等があれば提示いただきたい。	国保連合会で行われるチェックは、請求書、請求明細書、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票、サービス利用計画作成費請求書(以下「請求情報等」)に対して、受付点検、資格点検、支給量管理を行います。(別添5参照。なお、以下の資料も併せてご参照ください) ・ H19.2.28開催の担当者説明会資料(P.199～) 請求書・明細書の点検内容 ・ H19.4.25 " (P.237～) サービス提供実績記録票の点検内容

障害者自立支援法関係Q & A

日付	項番	分類	質問の内容	回答
7/31	9	システム	介護保険で使用しているパソコンやI S D N回線を共有して使用することが可能であるとの説明があったが、それらを介護保険の適正化事業にかかる国庫補助を活用して購入した場合、目的外使用には当たらないのか。目的外使用にあたるのであれば、国に対して何かしらの手続きが必要ではないか。	本件につきましては、国の補助金の交付要綱上、目的外使用には当たりませんので、国に対する手続きは特に必要ありません。
7/31	10	システム	国保連合会に送る受給者情報等が、個人情報保護の観点から伝送できない。氏名等の個人情報を省略することができるか。	受給者異動連絡票情報等においては、氏名欄は必須項目となっており、省略することはできないが、氏名等を*（アスタリスク）等に置き換えて送信することは可能です。ただし、受給者番号が相違してエラーになった場合等、受給者の特定が困難になるといった影響があります。 なお、高額障害福祉サービス費等において、本人宛通知の宛名に使用する場合がありますので、詳細につきましては追ってご連絡いたします。
8/31	11	システム	項番6に関連して、基準該当事業所情報の登録を他都道府県に依頼する場合の様式は示されるのか。	様式例を示しますので参考としてください。（別添6）
8/31	13	システム	新規で指定申請があった事業所について、指定後に国保連合会に事業所異動連絡票情報を伝送した場合、それから仮ID等の発送、電子証明書の取得などを行うことになり、初回の請求に間に合わないのではないのか。	ご指摘のとおり、指定後に初めて事業所異動連絡票情報を送ったのでは間に合わなくなりますので、（別添7）を参考に適宜対応をお願いします。



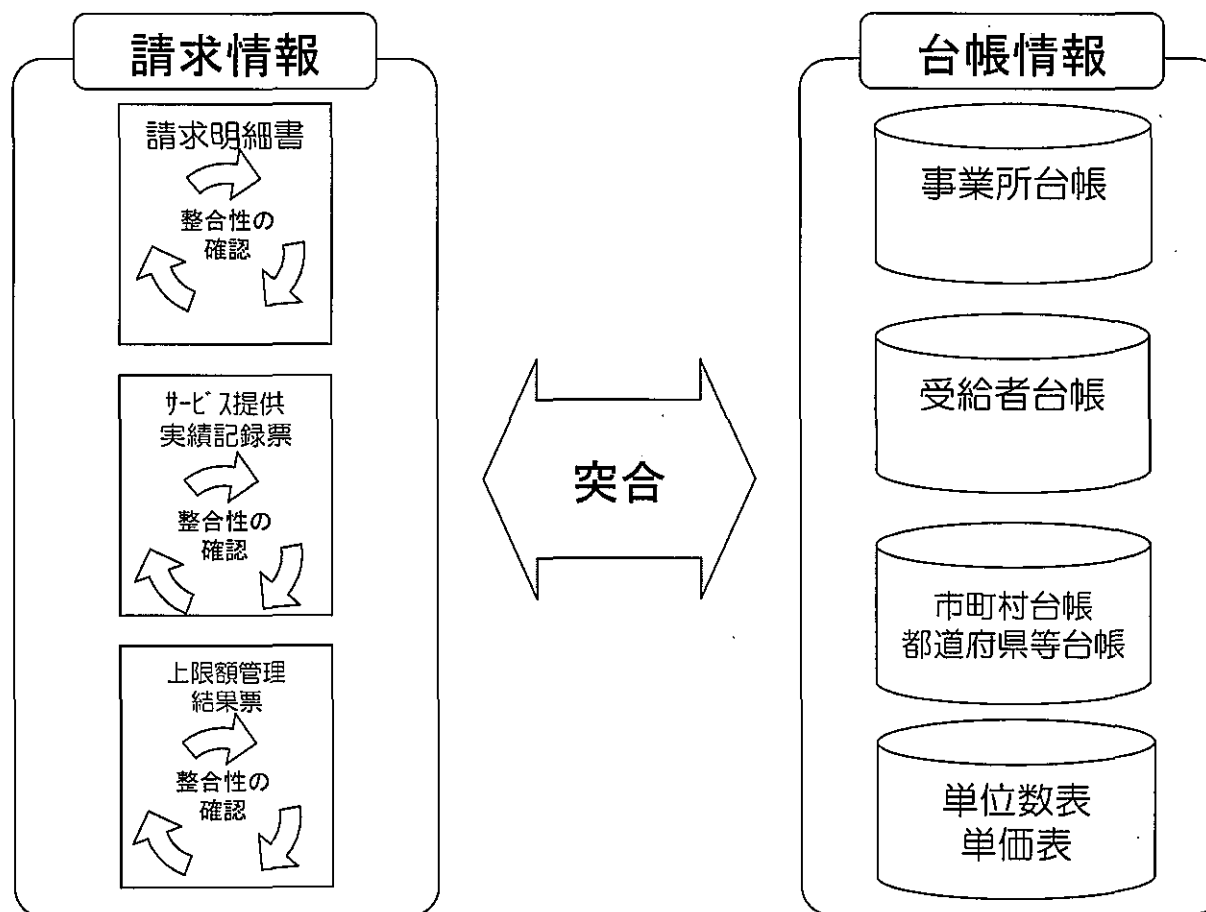
障害者自立支援法関係Q & A

日付	項番	分類	質問の内容	回答
10/30	16	システム	同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けている場合、上限管理の方法に準じて利用者負担額の調整を行う必要があるが、その場合の取り扱い方法について提示願いたい。	<p>今回のシステムでは、同一支給決定保護者で複数の児童が利用する場合でも、児童ごとに別々の受給者番号を付番するととなっております。一方、国保連合会に伝送する上限額管理結果票情報は、受給者番号ごとに作成することになっておりますので、ご質問のケースについては、以下の対応を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、上限額管理結果票以外の請求明細書情報等を作成し伝送により請求。なお、請求明細書情報の設定方法等については（別添9）をご参照ください。</li> <li>・ 市町村は、伝送された請求明細書情報を、紙等による上限額管理結果票等により確認。（この場合、明細書情報は「警告」になっている。）</li> </ul>
10/30	17	システム	短期入所のみ支給決定を受けている者が複数の短期入所事業所を利用する場合の上限管理について、事務処理要領Ver3では、その月の最後に利用した事業所が上限額管理者になるとされているが、頻繁に利用する事業所等があれば、その事業所を上限額管理者として良いか。	<p>上限額管理者は、管理対象者の利用状況を把握する必要があるため、その月の最後の事業所が行うこととしていますが、主として利用している特定の短期入所事業所がある場合など、管理対象者の利用状況が適切に把握できる場合であれば、その事業所を上限額管理者とすることは差し支えありません。</p>
10/30	18	システム	インタフェース仕様書[事業所編]の契約情報に関して、契約支給量の桁数が3桁しかないが、理論上は重度訪問介護において4桁が有り得る。その場合はどのように設定すれば良いのか。	<p>重度訪問介護を1000時間以上で支給決定し、且つ、1事業所と契約を行った場合については、以下の対応をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が作成する受給者異動連絡票情報の決定支給量は4桁の入力が可能ですので、実際の時間数を設定してください。</li> <li>・ 事業所が請求する際の契約支給量には「99999」を設定してください。</li> </ul> <p>この対応により、当該明細書は警告（EN09）となります。</p>

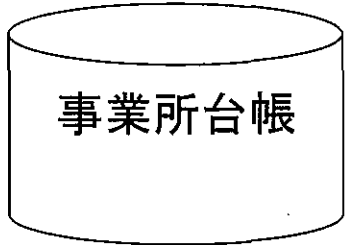
障害者自立支援給付支払等業務における事務点検

- 1 受付点検（サービス提供実績記録票も含む）・・・請求情報の妥当性、受給者台帳以外の台帳等の突合点検
- 2 資格点検・・・受給者台帳の突合、受給者台帳に基づく給付費等の計算値の点検
- 3 支給量管理・・・請求明細書と上限額管理結果票、サービス提供実績記録票の比較点検

【点検イメージ】



# PA05 加算要件非該当—食事提供体制加算



事業所番号	事業所名	サービス種類コード*	定員区分	食事提供体制加算有無
0010000001	A事業所	22(生活介護)	01(40人以下)	1(無し)

①事業所番号の突合  
請求明細書の事業所番号は、事業所台帳に登録されている→正常

②生活介護Ⅲ2の整合性  
請求明細書の「サービスコード」は、事業所台帳の「定員区分」、単位数表のコードと整合性がある→正常



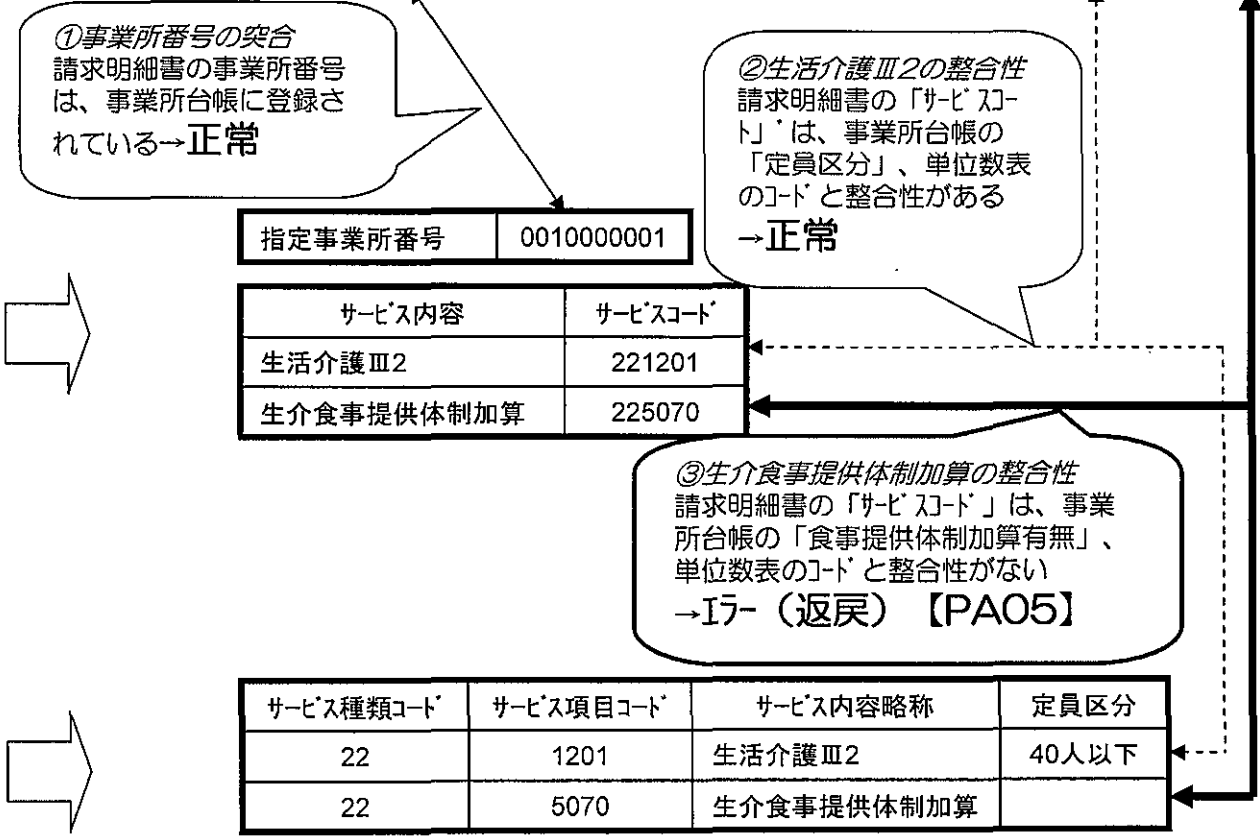
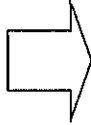
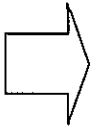
指定事業所番号	0010000001
---------	------------

サービス内容	サービスコード*
生活介護Ⅲ2	221201
生介食事提供体制加算	225070

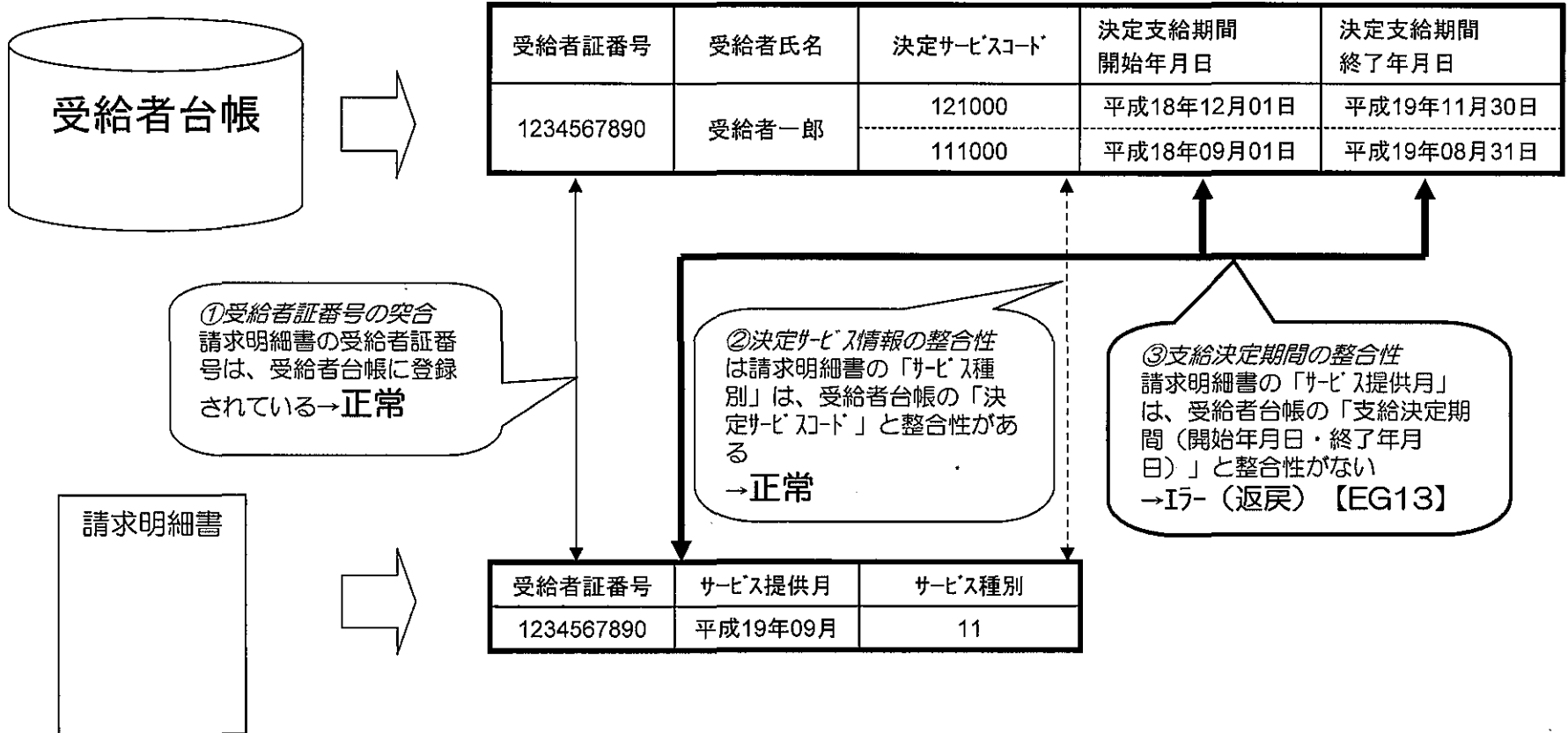
③生介食事提供体制加算の整合性  
請求明細書の「サービスコード」は、事業所台帳の「食事提供体制加算有無」、単位数表のコードと整合性がない→エラー(返戻)【PA05】



サービス種類コード*	サービス項目コード*	サービス内容略称	定員区分
22	1201	生活介護Ⅲ2	40人以下
22	5070	生介食事提供体制加算	

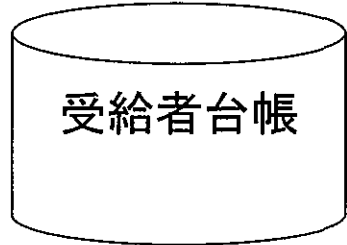


**EG13 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です**





**PP21 サービス提供量の事業所合計が決定支給量を超えています**

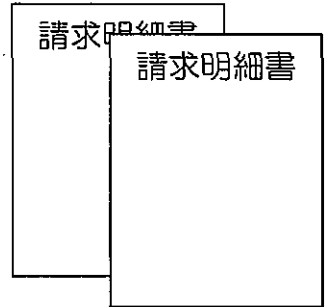


受給者台帳

受給者証番号	受給者氏名	決定サービスコード	決定支給量
1234567890	受給者一郎	221000	22日

①受給者証番号の突合  
請求明細書の受給者証番号は受給者台帳に登録されている  
→正常

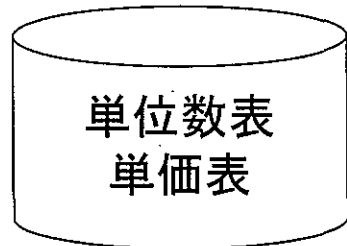
②請求のサービス量と決定支給量の比較  
該当するサービスについて、同一利用者の請求明細書におけるサービス提供量の合算が受給者台帳の「決定支給量」を超過している  
→エラー (返戻) 【PP21】



請求明細書

指定事業所番号	0010000001
受給者証番号	1234567890
指定事業所番号	0010000002
受給者証番号	1234567890

サービス内容	サービスコード	回数
生活介護Ⅲ2	221201	18
生活介護Ⅲ2	221201	6



単位数表  
単価表

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	定員区分
22	1201	生活介護Ⅲ2	40人以下

## サービスの利用状況と上限額管理結果票作成の要否

上限管理事業所区分	自事業所の利用	関係事業所の利用	利用した関係事業所の数	状態	管理結果	加算の有無	管理結果票情報の作成要否	
相談支援事業所以外	サービス利用「有」	関係事業所の利用「有」		自事業所分で上限超過	管理結果「1」	加算「無」	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	管理結果「3」	加算「有」		
		関係事業所の利用「無」		自事業所分で上限超過	管理結果「1」	加算「無」		不要
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	発生しない	—		
	サービス利用「無」	関係事業所の利用「有」	利用した関係事業所が「1」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	発生しない	—		
		関係事業所の利用「有」	利用した関係事業所が「2以上」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	管理結果「3」	加算「有」		
関係事業所の利用「無」								
相談支援事業所	サービス利用「有」	関係事業所の利用「有」	利用した関係事業所が「1」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	発生しない	—		
		関係事業所の利用「有」	利用した関係事業所が「2以上」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	管理結果「3」	加算「有」		
	関係事業所の利用「無」		自事業所分で上限超過	利用者負担が発生しない	—	不要		
			自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	発生しない	—			
			自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	—	—			
	サービス利用「無」	関係事業所の利用「有」	利用した関係事業所が「1」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要	
				自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」		
				自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	発生しない	—		
関係事業所の利用「有」		利用した関係事業所が「2以上」	自事業所分で上限超過	発生しない	—	要		
			自事業所分と関係事業所分を合算しても上限以下	管理結果「2」	加算「無」			
			自事業所分と関係事業所分を合算して上限超過	管理結果「3」	加算「有」			
関係事業所の利用「無」								

※ 居住系の事業者等加算の対象とならない事業者が上限管理を行う場合についても、上限管理結果票作成要否については同様。

※ 上限額管理結果票が不要のケースでは、請求明細情報の『上限額管理事業所-「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額』欄については入力しないでください。

## 同一世帯に障害児が複数ある場合の上限額管理について

## 【紙等による現行の処理イメージ】

例)

○支給決定保護者:父親 利用者負担上限額:9,300円  
 受給者番号:1111111111

○利用児童

- ・児童A(兄)
- ・児童B(弟)

○利用状況

- ・児童A⇒事業所① 事業所番号:8888888888 ⇒管理事業所  
 総費用額 80,000円
- ・児童B⇒事業所② 事業所番号:9999999999  
 総費用額 50,000円

↑  
 上限管理方法  
 ↓

## 管理結果票

受給者番号	1111111111
利用者負担上限額	9,300円

管理結果	3
------	---

集計・調整欄	事業所番号	8888888888	9999999999	
	総費用額	80,000	50,000	
上限月額調整 (①②の内少ない数)	8,000	5,000		
管理結果後利用者負担額	8,000	1,300		
	(児童A)	(児童B)		

## 【支払システム稼働後の処理イメージ】

例)

○支給決定保護者:父親

○利用児童

- ・児童A(兄) 受給者番号:1111111111 利用者負担上限額:9,300円
- ・児童B(弟) 受給者番号:2222222222 利用者負担上限額:9,300円

○利用状況

- ・児童A⇒事業所① 事業所番号:8888888888 ⇒管理事業所  
 総費用額 80,000円
- ・児童B⇒事業所② 事業所番号:9999999999  
 総費用額 50,000円

↑  
 上限管理方法  
 ↓

支払システムでは、管理結果票情報を受給者番号ごとに作成するため、児童A・児童Bを合わせた管理結果表情報は作成できない。

↓  
 以下の取扱いにより実施

- ① 上限額管理は従来どおり紙等による方式で行う。
- ② 上限額管理事業所は、紙等の管理結果票を市町村へ提出。
- ③ 上限額管理事業所及び関係事業所は、簡易入力システム等を使用して請求明細書等のデータを作成し、電子請求受付システムに送信。その際、上限額管理に関する項目は、紙等による管理結果票に基づき入力。
- ④ 国保連合会の点検処理では、当該請求明細書等は全て警告(PP20)となるため、市町村審査において、②で提出のあった紙等による管理結果票との整合性を確認し、問題がなければ正常として以降の処理を行う。

※警告はPP20以外に管理結果と管理結果額の関係により、EJ98が出力される場合有り。(3ページ目の表を参照)

【請求情報の作成方法と点検結果】

<事業所①が作成するもの>

<事業所②が作成するもの>

(紙等による実際の)管理結果票

受給者番号	1111111111	2222222222
利用者負担上限額	9,300円	

管理結果	3
------	---

集計・調整欄	事業所番号	8888888888	9999999999	
	総費用額	80,000	50,000	
	上限月額調整 (①②の内少ない数)	8,000	5,000	
	管理結果後利用者負担額	8,000	1,300	

(児童A) 童B)

・受給者番号:1111111111の管理結果情報(データ)なし  
⇒「警告(0000)」

・受給者番号:2222222222の管理結果情報(データ)なし  
⇒「警告(0000)」

請求明細書

受給者番号	1111111111	事業所番号	8888888888
利用者負担上限額	9,300円		

管理事業所番号	8888888888	管理結果	3	管理結果額	8,000
---------	------------	------	---	-------	-------

集計欄	総費用額	80,000
	上限月額調整 (①②の内少ない数)	8,000
	管理結果後利用者負担額	8,000
	決定利用者負担額	8,000
	給付費	72,000

請求明細書

受給者番号	2222222222	事業所番号	9999999999
利用者負担上限額	9,300円		

管理事業所番号	8888888888	管理結果	3	管理結果額	1,300
---------	------------	------	---	-------	-------

集計欄	総費用額	50,000
	上限月額調整 (①②の内少ない数)	5,000
	管理結果後利用者負担額	1,300
	決定利用者負担額	1,300
	給付費	48,700

紙等の管理結果票の管理結果後利用者負担額を「管理結果額」欄に設定。それに合わせて集計欄の「管理結果後利用者負担額」を設定。(管理結果欄のコードについては次ページ参照)

利用者負担の調整方法及び管理結果等について

パターン	負担上限	児童	利用事業所	上限管理者	総費用額	利用者負担(1割相当)	上限管理後利用者負担	管理結果	加算有無	警告(EJ98)の有無
1	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	無
		B	②		50,000円	5,000円	0円			
2	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	有(児童B分)
		B	①	☆	50,000円	5,000円	0円			
3	9,300円	A	①	☆	50,000円	5,000円	5,000円	3	有	無
		B	②		80,000円	8,000円	4,300円			
4	9,300円	A	①	☆	80,000円	8,000円	8,000円	1	無	有(児童A・B分)
		B	①	☆	50,000円	5,000円	1,300円			
5	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	無
			②		50,000円	5,000円	0円			
		B	③		80,000円	8,000円	0円			
			④		30,000円	3,000円	0円			
6	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	有(児童B事業所①分)
			②		50,000円	5,000円	0円			
		B	①	☆	80,000円	8,000円	0円			
			②		30,000円	3,000円	0円			
7	9,300円	A	①	☆	80,000円	8,000円	8,000円	3	有	無
			②		50,000円	5,000円	1,300円			
		B	③		30,000円	3,000円	0円			
			④		20,000円	2,000円	0円			
8	9,300円	A	①	☆	80,000円	8,000円	8,000円	1	無	有(児童A・B事業所①分)
			②		50,000円	5,000円	0円			
		B	①	☆	30,000円	3,000円	1,300円			
			②		20,000円	2,000円	0円			
9	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	無
			②		50,000円	5,000円	0円			
		B	③		80,000円	8,000円	0円			
			④		30,000円	3,000円	0円			
10	9,300円	A	①	☆	100,000円	9,300円	9,300円	1	無	有(児童B事業所①分)
			①	☆	50,000円	5,000円	0円			
		B	②		80,000円	8,000円	0円			
			③		30,000円	3,000円	0円			
11	9,300円	A	①	☆	20,000円	2,000円	2,000円	3	有	無
			②		50,000円	5,000円	5,000円			
		B	③		30,000円	3,000円	2,300円			
			④		80,000円	8,000円	0円			
12	9,300円	A	①	☆	80,000円	8,000円	8,000円	1	無	有(児童A・B事業所①分)
			①	☆	50,000円	5,000円	1,300円			
		B	②		30,000円	3,000円	0円			
			③		20,000円	2,000円	0円			
13	9,300円	A	①	☆	80,000円	8,000円	8,000円	3	有	無
			①	☆	10,000円	1,000円	1,000円			
		B	②		30,000円	3,000円	300円			
			③		20,000円	2,000円	0円			
14	9,300円	A	①	☆	8,000円	800円	800円	2	無	無
			①	☆	5,000円	500円	500円			
		B	②		3,000円	300円	300円			
			③		2,000円	200円	200円			

※警告(EJ98)が出力される理由:当該請求明細書が上限管理事業所が作成したものである場合、管理結果が「1」のとき管理結果額は「利用者負担上限額」と同額になるというチェックを行っているため。メッセージ「管理結果額が上限管理より少なく設定されています」

## H19.10点検処理時に多かったエラー

エラーコード	エラー内容	想定される主な要因	想定される例・対策
EG03	請求サービスコードに対応する受給者台帳(支給決定情報)が存在しない。	<p>受給者台帳等 支給決定情報を作成するにあたり、加算の対象となる者については、【基本】の決定と【加算】の決定の両方が必要となる場合があるが、何れかが未作成の場合。 インタフェース仕様書【共通編】コード一覧の決定サービスコードのうち、下3桁が9XXのコード(加算を表す)については、下3桁が000のコード(本体を表す)とセットになります。</p> <p>【本体】の決定が複数あるサービスについて、適切な決定サービスコードが設定されていない場合。</p>	<p>例) 共同生活介護を利用している者に対して自立生活支援加算の決定を行った場合。 ・311000: 共同生活介護基本決定 ・310903: 共同生活介護加算自立生活支援加算対象者</p> <p>例1) 報酬告示第4の1の注1の(1)または(2)に規定する利用者(療養介護の利用対象者の状態にある者)に対して短期入所の決定を行う場合。 ・242000: 短期入所障害者医療型(療養介護)決定 なお、当該支給決定障害者が、医療機関である短期入所事業所を利用した場合にあっては短期入所サービス費( )を算定し、医療機関以外の短期入所事業所を利用した場合にあっては短期入所サービス費( )を算定する。 請求サービスコードと決定サービスコードの相関関係は別添参考のとおり。</p>
		<p>請求情報等 請求できない請求サービスコードを設定している場合。</p>	<p>例) 決定サービスコード312000(共同生活介護経過的居宅介護決定)の決定を受けている利用者の分として、請求サービスコード311111~311156(基本の共同生活介護サービス費)により請求した場合。</p>
ED01	明細書情報(基本情報)が重複している。サービス提供実績記録票情報(基本情報)が重複している。	<p>請求情報等 送信済みの請求情報に誤り等が判明した際、請求情報の取り下げを行った後、訂正後の請求情報を再送信するが、それらの操作方法等への事業所の理解不足が要因と思われる。</p>	請求情報の取り下げ等について事業所へ周知する。
EG02	明細書情報に設定されている受給者番号に該当する受給者台帳が存在しない。	<p>受給者台帳等 発行している受給者証に記載している受給者番号と台帳に登録している受給者番号が相違している。</p> <p>受給者台帳の初期登録時の異動年月がH19.10以降になっている。(9月提供分の点検時エラーとなる。)</p>	受給者証と受給者台帳の再確認
		<p>請求情報等 明細書情報を作成する際、受給者証に記載されている受給者番号を誤って入力している。</p>	事業所への注意喚起

エラーコード	エラー内容	想定される主な要因	想定される例・対策
EG17	<p>受給者台帳の上限額管理有無欄が「1:無し」の受給者に関する明細書情報に、上限額管理事業所の指定事業所番号欄に事業所番号の設定されている。</p> <p>[関連] EG29:管理結果が設定されている場合。 EN02:管理結果額が設定されている場合。</p>	<p>受給者台帳等 受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無欄には「該当」としているにもかかわらず、受給者台帳の上限管理有無欄には「1:無し」と登録している場合。</p> <p>受給者台帳の作成時には、複数事業所を利用する予定が無かったため上限管理有無欄には「1:無し」と登録していたが、結果的に複数の事業所を利用し、上限額管理事務が発生した場合。</p> <p>請求情報等 明細書情報を作成する際、上限額管理の必要の無い利用者についても上限額管理に関する項目を入力している。</p>	<p>受給者証と受給者台帳の再確認</p> <p>受給者および事業所に対し、上限額管理事務(事務処理要領Ver 3.P142~)について周知する。</p> <p>上限額管理に関する項目の入力方法等について事業所へ周知する。</p>
EJ16	<p>管理結果(1~3)と管理結果額の関係が不正。</p>	<p>請求情報等 明細書情報を作成する際、上限額管理に関する項目を誤って入力している。</p>	<p>管理結果と管理結果額の相関関係は以下のとおり。 [上限額管理事業所の場合] 管理結果「1」のとき、 <u>管理結果額が、利用者負担上限額と同額になる。</u> (解説)管理結果「1」は、上限額管理事業所が利用者負担上限まで徴収し、関係事業所の利用者負担は0円になる場合に設定するコードであり、必ず利用者負担上限と同額になる。</p> <p>管理結果「2」のとき、 (調整後利用者負担額の合計欄に値がある場合) <u>管理結果額が、調整後利用者負担額合計と同額になる。</u> (調整後利用者負担額に値が無く、A型減免後利用者負担額の合計欄に値がある場合) <u>管理結果額が、A型減免後利用者負担額合計と同額になる。</u> (調整後利用者負担額、A型減免後利用者負担額の何れにも値が無く、上限月額調整( の内少ない数)の合計欄に値がある場合) <u>管理結果額が、上限月額調整( の内~)と同額になる。</u> (解説)管理結果「2」は、上限額管理事業所、関係事業所のそれぞれの利用者負担額を合計しても、利用者負担上限 以下の場合に設定するコードであり、上限管理前に調整された最終の利用者負担額と同額になる。</p>

エラーコード	エラー内容	想定される主な要因	想定される例・対策
			<p>管理結果「3」のとき、  <u>管理結果「2」のときと同じ。</u>  (解説)管理結果「3」は、上限額管理事業所の利用者負担額のみでは利用者負担上限に達せず、関係事業所の利用者負担額を合計して利用者負担上限を超える場合に設定するコードであり、上限額管理事業所の場合は上限管理前に調整された最終の利用者負担額と同額になる。</p> <hr/> <p><b>[関係事業所の場合]</b>  管理結果「1」のとき、  <u>管理結果額が、0円なる。</u>  (解説)管理結果「1」は、上限額管理事業所が利用者負担上限まで徴収し、関係事業所の利用者負担は0円になる場合に設定するコードであり、必ず0円になる。</p> <p>管理結果「2」のとき、  (調整後利用者負担額の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、調整後利用者負担額合計と同額になる。</u>  (調整後利用者負担額に値が無く、A型減免後利用者負担額の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、A型減免後利用者負担額合計と同額になる。</u>  (調整後利用者負担額、A型減免後利用者負担額の何れにも値が無く、上限月額調整(      の内少ない数)の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、上限月額調整(      の内～)と同額になる。</u>  (解説)管理結果「2」は、上限額管理事業所、関係事業所のそれぞれの利用者負担額を合計しても、利用者負担上限 以下の場合に設定するコードであり、上限管理前に調整された最終の利用者負担額と同額になる。</p> <p>管理結果「3」のとき、  (調整後利用者負担額の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、調整後利用者負担額合計以下になる。</u>  (調整後利用者負担額に値が無く、A型減免後利用者負担額の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、A型減免後利用者負担額合計以下になる。</u>  (調整後利用者負担額、A型減免後利用者負担額の何れにも値が無く、上限月額調整(      の内少ない数)の合計欄に値がある場合)  <u>管理結果額が、上限月額調整(      の内～)以下になる。</u>  (解説)管理結果「3」は、上限額管理事業所の利用者負担額のみでは利用者負担上限に達せず、関係事業所の利用者負担額を合計して利用者負担上限を超える場合に設定するコードであり、関係事業所の場合は上限管理前に調整された最終の利用者負担額と同額かそれ以下になる。</p>



エラーコード	エラー内容	想定される主な要因	想定される例・対策
EG05	受給者台帳に登録されている上限管理事業所番号と、明細書情報に設定されている事業所番号が相違している。	<p>受給者台帳等            上限額管理事業所が変更された場合などにおいて、最新の状態への更新がされていない場合。</p> <p>請求情報等            請求情報を入力する際、上限額管理事業所の事業所番号を誤って入力している。</p>	<p>・受給者証に記載されている上限管理事業所の事業所番号が正しく受給者台帳に登録されているか確認。            ・受給者および事業所に対し、上限額管理事業所を変更する場合の届出等について周知</p> <p>上限額管理結果票等を基に正しい事業所番号を入力する。簡易入力システムを利用してしている場合、明細書入力画面では、基本情報の受給者情報で登録した上限額管理事業所の情報が引き継がれるため、上限額管理事業所の登録内容が誤っている場合には、受給者情報を訂正する必要がある。</p>
EJ13	明細書情報において、管理結果額に値がある場合に集計欄の上限額管理結果後利用者負担額の合計の値と相違している。	<p>請求情報等            請求情報を入力する際、管理結果額または上限額管理後利用者負担額を誤って入力している。</p>	<p>当該月に1事業所しか利用せず上限管理が不要である者(受給者台帳上は「有り」となっている)の明細書を作成する際、本来不要である管理結果額のみ入力し、集計欄の上限額管理結果後利用者負担額を入力しなかった場合、不整合になる。</p>